

○大分県立美術館の利用許可手続に関する規程

平成26年8月22日県美第338号知事承認

平成27年4月7日県美第38号知事承認

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立美術館利用規則（平成25年大分県規則第48号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、大分県立美術館（以下「美術館」という。）の利用許可手続について必要な事項を定めるものとする。

(利用許可申請及び利用許可)

第2条 美術館を利用しようとする者は、利用許可申請書（様式第1号～第4号）を理事長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、理事長は、その者に対し事前に催物内容等を明らかにした書類を提出させ、内容の審査を行い、利用について指導できるものとする。

2 美術館を初めて利用しようとする者は、施設利用誓約書（様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定により利用の許可をしたときは利用許可書（様式第5号）を、許可しないときは利用不許可通知書（様式第6号）を、申請者に交付するものとする。

(利用許可申請期間及び受付時間)

第3条 前条の規定による申請は、別表1に掲げる施設の区分に応じた期間に行うものとする。

2 受付時間は、午前10時から午後5時までとする。

(利用許可の変更許可申請)

第4条 第2条第1項の規定により利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がやむを得ない事情により当該許可に係る事項を変更しようとするときは、理事長が別に定める日までに、利用変更許可申請書（様式第7号）を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請が適当と認められるときは、利用変更許可書（様式第8号）を利用者に交付するものとする。

(利用申請の取下げ又は利用許可の取消しの申出)

第5条 利用者が、美術館の利用申請を取り下げようとするとき、又は利用を取り消そうとするときは、利用取消申出書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。ただし、利用を取り消す場合には、当該申出書に第2条第3項に規定する利用許可書を添付して行うものとする。

1 理事長は、前項の規定による申し出があったときは、申請者に対し利用取消申出

受理書（様式第10号）を交付するものとする。

（連続利用）

第6条 同一の利用者が連続して美術館を利用できる日数（以下「連続利用可能日数」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

施設区分	連続利用可能日数
展示室 A	14日以内
展示室 B	
アトリウム	
研修室	7日以内
アトリエ	

（利用者等に対する指示）

第7条 理事長は、美術館の利用者及び観覧者等（以下「利用者等」という。）の守るべき事項をその利用者等に対し指示することができる。

（利用の不許可又は利用許可の取消し等）

第8条 理事長は次の各号に該当する事由が生じた場合は意見を付して、速やかに知事と協議し、その決定を得なければならない。

- (1) 第2条の規定に基づいた許可を取り消す場合
- (2) 第4条の規定に基づいた許可の変更を取り消す場合
- (3) 大分県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成25年大分県条例第7号）第7条第2項各号の一に該当するために利用を許可しない場合

2 美術館は、前項の規定による利用の不許可等によって利用者が受けた損害については、補償しない。

（利用料金）

第9条 美術館の利用料金は、別表2及び別表3のとおりとする。

（利用料金の徴収時期）

第10条 利用料金は、美術館の利用申請のときから利用の前までの間において、理事長が指定するときに徴収するものとする。ただし、理事長が特に認める場合は、利用後に徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、附属設備・器具及び駐車場の利用料金は、美術館の利用最終日に徴収するものとする。超過利用料金のうち利用最終日に徴収することが適当と認められるものについてもまた同様とする。

(利用料金の納入方法)

第 11 条 利用料金の納入方法は、次表の左欄に掲げる施設等の区分に従い、右欄に掲げるとおりとする。

施設等区分	納入方法
展示室 A 展示室 B アトリウム	利用許可申請日から 10 日以内に利用料金の 30% 相当額（ただし、利用者が申し出た場合は、全額）を納入する。残額は、利用日前の理事長が別に指定する日までに納入する。
研修室 アトリエ	利用許可申請時に利用料金の全額を納入する。
附属設備・器具 駐車場	利用最終日に利用料金の全額を納入する。

(取消料金)

第 12 条 利用者が当該施設等の利用を取り消した場合（利用の取消しを申し出ることなく当該施設等を利用しなかった場合を含む。以下同じ。）には、次表のとおり取消料金を徴収するものとする。

施設区分	取消し時期	取消料金
展示室 A 展示室 B アトリウム	利用開始日の 30 日前までに取り消したとき	利用料金の 30% 相当額
	利用開始日の 29 日前以降に取り消したとき	利用料金の全額
研修室 アトリエ	取消しの時期の区分なし	利用料金の全額

(利用料金の還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、既納の利用料金の全額又は一部の額を還付するものとする。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由で美術館を利用できなくなった場合
利用料金の全額
- (2) 利用者が展示室 A、展示室 B 又はアトリウム利用の取消しを利用開始日の 30 日前までに申し出た場合
既納額から前条の規定による取消料金の額を差し引いた額に残額がある場合は、当該残額
- (3) 理事長が必要と認める場合 理事長が必要と認める額

(還付の手続)

第 14 条 前条の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書(様式第 1 1 号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、相当と認めるものについて還付の決定を行うものとする。

3 理事長は、前項の規定により還付を決定したときは、利用料金還付決定通知書(様式第 1 2 号)を申請者に交付するものとする。

(職員の立入り)

第 15 条 理事長は、美術館の管理上必要と認めるときは、施設内に職員又は委任した者を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(模様替え等)

第 16 条 利用者は、美術館の利用に際し、施設等を模様替えし、又はこれに設備等を付加しようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(原状の回復)

第 17 条 利用者は、美術館の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に復し、職員の検査を受けなければならない。第 8 条第 1 項の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(適用除外)

第 18 条 第 2 条から第 6 条までは、駐車場について適用しない。

(補則)

第 19 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 8 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 7 日から施行する。

大分県立美術館利用料金

1 展示室 A

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	利用面積			
	全体の場合	3/4 の場合	1/2 の場合	1/4 の場合
展示室 A	37,000	27,750	18,500	9,250

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 140 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

2 展示室 B

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	利用面積			
	全体の場合	3/4 の場合	1/2 の場合	1/4 の場合
展示室 B	37,000	27,750	18,500	9,250

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 140 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

3 アトリウム

(単位：円)

区 分	利用料金（1日）			
	250 m ² 以内 を利用する 場合	250 m ² を超 え 500 m ² 以 内を利用 する場合	500 m ² を超 え 750 m ² 以 内を利用 する場合	750 m ² を 超えて利 用する場 合
アトリウム	4,800	9,500	14,300	19,000

備考 1 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする（10 円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に 100

分の140を乗じて得た額とする（10円未満切捨）。

4 研修室

(単位：円)

区 分	利用料金（1時間）
研修室	1,200

備考 1 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする（10円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の140を乗じて得た額とする（10円未満切捨）。

5 アトリエ

(単位：円)

区 分	利用料金（1時間）
アトリエ	1,200

備考 1 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で知事の承認を得て公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団が定めるものが主催して芸術・文化活動として利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする（10円未満切捨）。

備考 2 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合及び営利目的で利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の額に100分の140を乗じて得た額とする（10円未満切捨）。

6 駐車場

(単位：円)

駐車時間	利用料金
30分以内	無料
30分を超え1時間以内	200
1時間を超え30分ごと	100

備考 1 大分パーキングネットが発行する大分市中心部共通駐車券により駐車場を利用した場合の利用料金は、1時間につき170円とする。

備考 2 23:00から翌朝8:00までの間、駐車場を利用した場合の料金は、900円を上限とする。

7 観覧料

(単位：円)

区 分		利用料金（1人1回）	
		一般	大学生・高校生
所蔵作品展	個人	300	200
	団体（20人以上）	250	150

- 備考 1 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校の学生、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。
- 備考 2 小学校及び中学校の児童又は生徒(これらに準ずる者を含む。)並びに未就学児が観覧する場合の利用料金は、徴収しない。
- 備考 3 県内の高等学校の生徒(これに準ずる者を含む。)並びに県内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒(これらに準ずる者を含む。)を引率する者が学校の教育課程に基づく教育活動として観覧する場合の利用料金は、徴収しない。
- 備考 4 知事が別に定める障害者等及びその付添人等が観覧場合の利用料金は、徴収しない。
- 備考 5 企画展の観覧料については、主催者が別途定めるものとする。

大 分 県 立 美 術 館
附属設備及び器具利用料金

(単位：円)

附属設備及び器具名	単位（1回につき）	利用料金
CD・MDプレーヤー	1台	540
BR・DVDプレーヤー	1台	540
プロジェクター	1式	1,850
照明用ライト	1台	60
電気自動車用急速充電器	1基	540

展示室利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

展示室を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)				
	住 所 〒		FAX番号		
利用 責任者 (連絡先)	氏 名				
	住 所 〒		FAX番号		
学校並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で財団が定めるもの					1 該当 2 非該当
施設名	1 展示室A	利用 形態	1 全部利用	併用 利用	1 研修室
	2 展示室B		2 一部利用(3/4, 1/2, 1/4)		2 アトリエ
利用目的 (催事名)				催事 種別	1 展覧会 2 その他 ()
利 用 期 日	第1希望	年 月 日 () ~ 年 月 日 () < 日間>			
	(第2希望)	年 月 日 () ~ 年 月 日 () < 日間>			
	(第3希望)	年 月 日 () ~ 年 月 日 () < 日間>			
	第1希望の内容	第1希望の利用年月日及び時間			備品の利用希望
	設営及び搬入	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
	展 示	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :			
搬出及び撤去	年 月 日 () : ~ 年 月 日 () :				
入 場 料	1 あり(最高金額 円) 2 なし ※入場料とは、入場者から徴収する入場の対価すべてを含みます。			出品 点数	
・イベントカレンダーへの掲載	1 掲載する 2 掲載しない		※出品名、会費、入場料金、問合せ先等		
・ホームページへの掲載	1 掲載する (年 月 日から) 2 掲載しない				
・展示室利用料の支払方法 1 一括払い 2 分割払い(1回目30%、2回目70%)					

注1 利用を取り消される場合は取消料(利用日の30日前まで~利用料金の30%、利用日の29日前以降~利用料金の全額)がかかります。また、利用日等の変更は利用日の60日前までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。なお、全館利用から一部利用、一部利用から全館利用の変更はできません。

2 展示室内での飲食・喫煙はできません。また、管理運営上必要な範囲内で条件を付することがあります。

3 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書(様式 第13号)に署名・捺印をお願いします。

4 お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。(チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます) 同意しない

伺い	年 月 日	本部長	美術館	施設課	台帳確認者	担 当
決裁	年 月 日					

アトリウム利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

アトリウムを利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)					
	住 所 〒		FAX番号			
利 用 責任者 (連絡先)	氏 名					
	住 所 〒		FAX番号			
学校並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で財団が定めるもの					1 該当 2 非該当	
催事名				併用 利用	1 研修室 2 アトリエ	
利用目的 (利用面積)	I. 250㎡以内		II. 250㎡超～500㎡以内		入場料 1 あり (最高金額 円) 2 なし	
	III. 500㎡超～750㎡以内		IV. 750㎡超～			
催事種別	1 展示 2 その他 ()					
利 用 期 日	第1希望	年 月 日 () ～ 年 月 日 () < 日間 >				
	(第2希望)	年 月 日 () ～ 年 月 日 () < 日間 >				
	(第3希望)	年 月 日 () ～ 年 月 日 () < 日間 >				
	第1希望の利用日	利用時間	(準備時間)	(本利用)	(撤去)	
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	月 日 ()	: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
持込機器	1 あり 2 なし					
・イベントカレンダーへの掲載	1 掲載する 2 掲載しない		※ 出品名、会期、入場料金、問合せ先等			
・ホームページへの掲載	1 掲載する (年 月 日から) 2 掲載しない					
・アトリウム利用料の支払方法 1 一括払い 2 分割払い (1回目30%、2回目70%)						
注1 利用を取り消される場合は取消料 (利用日の30日前まで～利用料金の30%、利用日の29日前以降～利用料金の全額) がかります。また、利用日等の変更は利用日の60日前までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。						
2 アトリウムでは、決められた場所以外での飲食・喫煙はできません。また、管理運営上必要な範囲内で条件を付することがあります。						
3 アトリウム内での火器の使用及び騒音・振動・臭気・煙等を発する作業は禁止いたします。						
4 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書 (様式 第13号) に署名・捺印をお願いします。						
5 お申し込みにより取得した個人情報は、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。 (チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。) □ 同意しない						
伺い	年 月 日	本部長	美術館	施設課	台帳確認者	担 当
決裁	年 月 日					

研修室利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

研修室を利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)			
	住 所 〒		FAX番号	
	電話番号		FAX番号	
利 用 責任者 (連絡先)	氏 名			
	住 所 〒		FAX番号	
	電話番号		FAX番号	
学校並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で財団が定めるもの				1 該当 2 非該当
利用目的 (催事名)				入場料 1 あり (最高金額 円) 2 なし
利用年月日	利 用 時 間	左の時間	利用人数	特記事項(備品の利用希望)
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	

注1 利用を取り消される場合は取消料(利用料金の全額)がかかります。また、利用日等の変更は利用日の前日午後5時までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。

- 2 研修室での飲食・喫煙はできません。また、管理運営上必要な範囲内で条件を付することがあります。
- 3 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書(様式第13号)に署名・捺印をお願いします。
- 4 お申し込みにより取得した個人情報は、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。
(チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。) 同意しない

伺い	年 月 日	本部長	美術館	施設課	台帳確認者	担 当
決裁	年 月 日					

アトリエ利用許可申請書

年 月 日

公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団理事長 様

アトリエを利用したいので、次のとおり申請します。

申請者 (主催者)	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)			
	住 所 〒	FAX番号		
利 用 責任者 (連絡先)	氏 名			
	住 所 〒	FAX番号		
学校並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で財団が定めるもの				1 該当 2 非該当
利用目的 (催事名)				入場料 1 あり (最高金額 円) 2 なし
利用年月日	利 用 時 間	左の時間	利用人数	特記事項(備品の利用希望)
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	
年 月 日()	: ~ :	時間	人	

注1 利用を取り消される場合は取消料(利用料金の全額)がかかります。また、利用日等の変更は利用日の前日午後5時までにお申し出がある場合、1回に限り変更できますが、変更により利用料金が低額となる場合でも差額の返還はできませんのでご承知おきください。

- アトリエでの飲食・喫煙はできません。また、管理運営上必要な範囲内で条件を付することがあります。
- 初めてのご利用の場合、別紙 施設利用誓約書(様式 第13号)に署名・捺印をお願いします。
- お申し込みにより取得した個人情報、厳重な管理を行い、財団事業に関する宣伝物、印刷物の送付等、各種サービスのご案内のために利用いたしますが、このサービスのご案内に同意しない場合は下記の□にチェックしてください。(チェックがない場合は同意をいただいたものとさせていただきます。) 同意しない

伺い	年 月 日	本部長	美術館	施設課	台帳確認者	担 当
決裁	年 月 日					

大分県立美術館利用許可書

平成 年 月 日

許可番号

様

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長

下記のとおり大分県立美術館の利用を許可します。

利用目的 (催事名)				
入場料	1 あり (最高金額 円) 2 なし	学校並びに学校教育関係団体及び 芸術・文化団体で財団が定めるもの	1 該当 2 非該当	
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間		利用料金	
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :			
施設利用料金合計	予 約 金	予約金支払日	残 金	残金支払期限

大分県立美術館利用不許可通知書

平成 年 月 日

様

公益財団法人
大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長

平成 年 月 日付けで申請のあった大分県立美術館の利用については、次の理由により許可しないので通知します。

1 申請内容

利用目的 (催事名)			
入場料	1 あり(最高金額 円) 2 なし	学校並びに学校教育関係団体及び 芸術・文化団体で財団が定めるもの	1 該当 2 非該当
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間		
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		

2 許可しない理由

(教示)

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日から60日以内に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の4第3項の規定により大分県知事に対して書面にて審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6か月以内に、公益財団法人芸術文化スポーツ振興財団を被告として提起しなければなりません(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

大分県立美術館利用変更許可申請書

年 月 日

許可番号

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 殿

下記のとおり大分県立美術館の利用許可事項を変更したいので、申請します。

申請者	氏 名(団体の場合は、その名称及び代表者の氏名)		
	郵便番号	-	住所
	電話番号		
利用責任者 (連絡先)	氏 名		
	電話番号		
変更理由			
変更内容	<input type="checkbox"/> 利用日 <input type="checkbox"/> 利用日数(時間) <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> その他()		
利用目的			
入場料	1 あり(最高金額	円)	学校並びに学校教育関係団体及び
	2 なし		芸術・文化団体で財団が定めるもの
	1 該当		
	2 非該当		
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間		利用料金
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		

伺い	本部長	美術館	施設課	担当
年 月 日				
決裁				
年 月 日				

大分県立美術館利用取消申出書

年 月 日

許可番号

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 様 [申出者]

氏 名

代 表 者

住 所

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた大分県立美術館の利用については、次のとおり取り消したいので、申し出ます。

申請者名				
利用目的 (催事名)				
取消理由				
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間			利用人数
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :			
施設利用料金合計	予 約 金	予約金支払期限	残 金	残金支払期限

伺い	本部長	美術館	施設課	担当
年 月 日				
決裁				
年 月 日				

大分県立美術館利用料金還付申請書

年 月 日

許可番号

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 様 [申出者]

氏 名

代 表 者

郵便番号

住 所

電話番号

下記のとおり利用料金の還付を受けたいので申請します。

利用目的 (催事名)			
還付申請理由			
許可年月日	年 月 日		
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間		利用料金
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		
施設利用料金	附属設備利用料金	その他利用料金	合 計
			払込金額
振込先(口座振込を希望する場合のみ記入してください。)			還付申請額
金融機関名	支店名	店	預金種別
			当座・普通
口座番号	名義人		

伺い	本部長	美術館	施設課	担当
年 月 日				
決裁				
年 月 日				

大分県立美術館利用料金還付決定通知書

年 月 日

許可番号

様

公益財団法人

大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長

下記のとおり利用料金の還付を決定したので通知します。

利用目的 (催事名)			
許可年月日	年 月 日		
利用施設(区画)名	利用年月日及び時間		利用料金
	年 月 日 : ~ 年 月 日 :		
施設利用料金	附属設備利用料金	その他利用料金	合 計
			払込金額
振込先			還付決定額
金融機関名	支店名	店	預金種別
口座番号	名義人	当座・普通	

施設利用誓約書

私は、本施設を利用するに当たり、下記の行為を行わないことを誓約します。

なお、カについて、指定管理者が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- ア 美術館の設置の目的に反する行為
- イ 営利を主たる目的とする行為
- ウ 美術館における秩序を乱し、善良な風俗を害する行為
- エ 美術館の施設を損傷する行為
- オ 美術館の管理運営上支障がある行為
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団（その団体の構成員〔その団体の構成団体の構成員を含む〕が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の利益になると認められる行為

年 月 日

指定管理者

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 理事長 様

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

（ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）